

不妊治療の特例法成立

親子関係明確化 出自知る権利先送り

夫婦以外の卵子や精子を使った不妊治療に関する民法特例法は4日の衆院本会議で、自民、公明、立憲民主党などの賛成多数で可決、成立した。生まれた子の親子関係が明確化された一方で、子が提供者の情報を得る「出自を知る権利」などの議論は先送りになった。

特例法は第三者が提供した卵子を使った不妊治療で出産した場合、産んだ女性を母とすることを規定した。夫が同意したうえで、夫以外の精子で妻が妊娠した場合、夫は自分の子であることを否定できないと定められた。

出自を知る権利や代理出産を認めるかどうかなどの

課題について、付則で「2年をめぐりに検討し、法制上の措置を講じる」と明記した。現状では法律上の規制がない卵子や精子、受精卵のあっせんもあり方も含まれており、自民党などは超党派による議員連盟を来週にも設立して議論を始める。

また、衆参両院の法務委

民法特例法のポイント

卵子提供	産んだ女性を母親とする
精子提供	治療に同意した夫を父親とする
検討課題	出自を知る権利などをめぐり、2年を法制的に検討し、措置を講じる

員会で採択された付帯決議は、政府に、専門家による検討会の設置を求めた。

卵子提供を仲介するNPO法人「卵子提供登録支援団体」（神戸市）の岸本佐

智子理事長は「親子関係の法整備をずっと待っていた。提供者や提供を受ける

人の中には、法律がなかったため、後ろめたさを感じていた人もいます。法整備で、安心感が増すだろう」と期待する。

一方、精子提供で生まれた人のグループは4日、「出自を知る権利の保障を求めてきたが、先送りされたこと」に深く失望している」との声明を出した。

明治大の石井美智子教授（家族法）は、「親子関係を定める前提として必要な、誰を対象に、どのような治療を認めるのかという部分が規定されていないのは問題だ。残された課題の多くは意見集約が難しいが、2年で検討し、立法する必要がある」と指摘している。